

尾花沢小学校「いじめ防止基本方針」

尾花沢市立尾花沢小学校

1 山形県・尾花沢市の基本方針より

(1) 山形県いじめ防止基本方針より

人はかけがえのない存在であり、県民一人一人が「いのち」輝く人間として生きていく社会の実現を目指していく必要がある。

いじめの問題を考えるときに、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑劣な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、子どもを見る大人が、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

(2) 尾花沢市いじめ防止基本方針より

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、人権侵害にあたることについて、児童生徒と大人が十分に理解できるようにすることを目的としなければならない。加えていじめの防止等の対策は、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者のもと、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義について(いじめ防止対策推進法第2条から)

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じているもの。

いじめている側に、いじめているという意識が有る無しにかかわらず、相手側（いじめられている側）が苦痛を感じている場合は「いじめ」になる。「けんかやふざけ合いであっても～」「好意的で行った行為でも～」

〈いじめの様態〉

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3 いじめの未然防止について

(1) いじめは絶対にしてはいけないということを様々な機会を捉えて指導する。

(2) 楽しく、自分の存在感のある学校にはいじめは生じないという基本的な考え方を大切にし、わかる授業づくりに努める。

- (3) 特別活動（学校行事，学級活動等）を通して，協力して創りあげることの喜び，達成感を味わわせ，自己有用感を育てる。
- (4) まわりの人のがんばりや善い行いを全体で認める機会を設けて，自尊感情を育てる。
- (5) みんなが居心地の良い，誰もが認められる学級づくりを子どもたちと考えながらつくる。

4 いじめの早期発見について

- (1) 児童の様子や言動を注意深く観察し常に声掛けしながら情報を得ていく。
- (2) 担任は児童が何でも相談しやすいような人間関係を構築するように常に努める。
- (3) 毎月定期的に「心の安全点検」を実施し，児童の学校生活や家庭生活での人間関係や交友関係，遊び等について調査し，気になる内容を把握していく。
- (4) 児童からの言葉や行動での訴え，保護者や地域の方からの情報提供を大切にする。

5 いじめに対する対応について

- (1) 「心の安全点検」や児童や保護者，地域からの情報の中からいじめの兆候が見られた場合は学年やこころづくり推進部で即対応する。
- (2) いじめ案件については「いじめ対策委員会」を開催する。メンバーは校長，教頭，教務主任，こころづくり推進部長，生徒指導主任，該当児童担任，該当児童学年主任，養護教諭，その他必要とする職員とする。
- (3) 「いじめ対策委員会」はいじめの事実を受けたとき，いじめを受けた側，いじめを行った側，その他関係者からの情報を収集し，その確認をする。いじめと認めた場合は教育委員会に報告する。
- (4) いじめが確認された場合，いじめを受けた側，いじめを行った側の指導，保護者への説明と支援・助言等を行う。
- (5) 必要がある場合，いじめを行った児童を教室以外で学習させる。
- (6) 保護者間のトラブルが起こらないよう，いじめの情報を共有する措置を講ずる。
- (7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは警察と連携する。
- (8) いじめを行った児童に対しては教育上必要である場合は適切に懲戒を加える。
- (9) 生命，心身又は財産に重大な被害又はいじめによる長期間の欠席が発生した場合は重大事態発として市教育委員会に報告，協議の上速やかに調査組織を設置する。

6 インターネット上のいじめの対応について

インターネット上のいじめとは，携帯電話・スマートフォンやパソコン，ゲーム機や音楽再生機等を通じて，インターネット上のウェブサイトの掲示板などに，特定の児童の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり，画像や動画を掲載したり，メールを送ったりするなどの方法により，いじめを行うものとする。

○ネット上のいじめの特徴

- (1) インターネット上に一度流失した情報は、回収することが困難になるとともに、短期間で広がり、不特定多数の他者から閲覧、アクセスされる危険性がある。
- (2) 匿名性から、児童が安易に行動に移しやすく、簡単に被害者にも加害者にもなる。
- (3) 保護者や教師などの大人が、実態を把握することが難しい。
- (4) 一つの行為が、個人だけでなく家族や学校及び地域社会に多大な被害を与える可能性がある。
- (5) ネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害買収請求の対象となり得る。

○ネット上のいじめの対応

- (1) 情報モラル教育を実施し、その危険性について十分に指導する。担任が指導するとともに、外部機関（市教委、北村山視聴覚教育センター、警察、携帯会社等）を活用して、専門的な立場からの指導を行う。
- (2) 家庭・地域、PTAと連携して未然防止や早期発見に努めていく。保護者会や地域との会議で児童の実態や指導状況について説明し、インターネット等を使う上での家庭での約束事を決めたり、話し合いを持つように要請していく。
またPTAの研修会や学級懇談会の機会に、ネット上のいじめに関することを取り上げ話題にして未然防止に向けた活動を推進する。
- (3) 休み時間の子どもたちの会話や行動・小さな変化から、インターネット上のいじめについての兆候をキャッチして、積極的な指導を心掛ける。また、児童がネット上でいじめに関する情報を得たら、すぐに担任等に知らせるような普段の人間関係づくりに努めていく。
- (4) インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載があった場合は、迅速かつ徹底的に削除の措置をとる。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を生じるおそれがあるときは直ちに市教育委員会や警察に通報し適切な援助を求める。

7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

※行為が止んでいる状態が相当の期間（目安は3か月）継続していること。

- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

8 教育的諸課題から配慮すべき児童への対応について

- (1) 日常的に、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (2) 配慮すべき児童とは以下の通りである。
 - ①発達障がいを含む障がいのある児童
 - ②海外から帰国した児童や外国人の児童
 - ③性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
 - ④被災児童（東日本大震災、原子力発電事故による避難等）

平成25年10月30日より施行

平成30年4月1日改訂

平成31年1月15日改訂

令和2年10月19日改訂